

早稲田大学学生会館規程施行細則

（2001年5月18日規約第01—6号の2）

《所管：学生生活課長》

改正 2005年12月6日規約第05—47号

2006年11月7日規約第06—39号の7

2009年7月29日規約第09—27号

2020年1月31日規約第19—90号の2

（細則の制定）

第1条 この細則は、早稲田大学学生会館規程（2001年規約第01—6号の1。以下「規程」という。）第6条の規定に基づき、早稲田大学学生会館（以下「学生会館」という。）の利用に必要な事項を定める。

（利用者の遵守事項）

第2条 学生会館の施設を利用するものは、次の事項を遵守しなければならない。

- 一 施設の利用に際しては、規程、本細則の定めのほか施設利用に関する大学の指示に従うこと。
- 二 学生会館内において、営利を目的とした行為をしないこと。
- 三 危険物を持ち込む、または火気を使用する等学生会館内の安全を損なう行為をしないこと。
- 四 指定された場所以外において、飲酒または喫煙をしないこと。
- 五 その他公の秩序または善良な風俗を乱す行為をしないこと。

（学生会館の施設・設備）

第3条 学生会館に次の施設、設備を置く。

- 一 ラウンジ
- 二 トレーニングセンター
- 三 会議室および会議スペース
- 四 多目的ホール
- 五 練習室、録音室、調整室および暗室
- 六 アトリウムおよびギャラリー
- 七 ロッカー、メールボックスおよび倉庫
- 八 部室
- 九 その他学生会館の運営に必要な付帯施設・設備

（施設（部室を除く。）の利用）

第4条 前条に規定する施設（部室を除く。）は、学生の利用に供するほか、大学行事および教職員の利用に供するものとする。

2 前条第3号から第7号までに規定する施設を利用しようとするものは、所定の様式による願を大学に提出し、許可を得なければならない。

（施設（部室を除く。）の利用許可の取消）

第5条 大学は、前条によって施設（部室を除く。）の利用を許可されたものが、次の各号の一に該当したとき、施設（部室を除く。）利用の許可を取り消し、施設利用を相当期間停止することができる。

- 一 第2条各号に違反したとき。
- 二 許可された目的外および時間外の利用をしたとき。
- 三 許可された施設以外のものを利用したとき。
- 四 その他学生会館の管理運営上支障があると認められるとき。

2 前項によって、施設（部室を除く。）利用の停止を命じられたものは、直ちに施設（部室を除く。）から退去しなければならない。

(部室の使用決定)

第6条 部室を使用しようとする学生の会、一学部または同一系統の学部の学生を主たる構成員とする会であって学部へ届出のあるもの、県人会および大学へ届出のある同好会（以下「学生の会等」という。）は、所定の様式によって、大学に使用申請をするものとする。

2 大学は、前項によって申請のあった学生の会等のうちから、別に定める基準によって、部室を使用する団体を決定する。

3 部室を使用できる期間は、1年限りとし、毎年更新することができる。

4 使用する部室は、事情によって移動することがある。

(部室の使用決定の取消)

第7条 大学は、部室の使用を認められた学生の会等およびその構成員が、次の各号の一に該当したとき、部室使用の決定を取り消し、部室からの退去を命じることができる。

一 第2条各号に著しく違反したとき。

二 部室を無断で当該学生の会等以外のものと共用したとき、または貸与したとき。

三 部室を許可なく改修したとき。

四 故意または重大な過失によって学生会館内の施設もしくは備品を滅失、汚損または損傷したとき。

五 午後10時から翌日の午前8時までの間に、許可なく学生会館に立ち入ったとき、またはとどまったとき。

六 その他学生会館の管理運営上支障があると認められるとき。

2 前項によって、部室からの退去を命じられた学生の会等は、直ちに部室を明渡さなければならない。

(教職員の立ち入り)

第8条 大学は、学生会館の管理運営上必要と認めた場合には、施設を利用している場合であっても、教職員を立ち入らせ、必要な指示または指導をすることができる。

(損害賠償)

第9条 故意または重大な過失によって、建物、施設・設備もしくは備品を滅失、汚損または損傷したときは、その損害を賠償しなければならない。

2 大学は、事情によって、前項の賠償額を減免することができる。

(協議機関)

第10条 学生部長は、規程およびこの細則について運用上必要があると認めるときは、学生担当教務主任会に付議することとする。

附 則

(施行期日)

1 この細則は、2001年8月1日から施行する。

(経過措置)

2 前項の規定にかかわらず、第8条から第10条までの規定は、2002年8月1日から施行する。

附 則（2003年3月27日規約第02—60号の9）

この細則は、2003年4月1日から施行する。

附 則〔整理〕（2004年9月15日規約第04—14号の21）

この規則は、2004年9月16日から施行する。

附 則〔整理〕（2004年12月22日規約第04—35号の6）

この規則は、2005年1月1日から施行する。

附 則〔整理〕（2005年12月6日規約第05—47号）

この規則は、2006年4月1日から施行する。

附 則（2006年11月7日規約第06－39号の7）

この規程は、2006年11月9日から施行する。

附 則（2009年7月29日規約第09－27号）

この規則は、2009年7月29日から施行する。

附 則（2020年1月31日規約第19—90号の2）

この細則は、2020年4月1日から施行する。